

岩手県企業局職員公舎石綿事前調査等業務仕様書

第 1 調査概要

1 調査名

岩手県企業局職員公舎石綿事前調査等業務

2 調査場所

- (1) 中野職員公舎 盛岡市中野二丁目 10-28
- (2) 加賀野職員公舎 盛岡市加賀野二丁目 2-10

3 調査目的

中野職員公舎及び加賀野職員公舎について、今後想定される改修工事及び解体工事に 当たり、石綿による労働者の健康障害を防止するとともに、適切な工事費の算出及び工期を設定するため、石綿障害予防規則（以下、「石綿則」という。）第 3 条及び大気汚染防止法（以下「大防法」という）第 18 条の 15 に基づく事前調査を実施する。

4 業務期間

契約締結日から令和 6 年 1 月 31 日

第 2 調査内容

1 一般事項

- (1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ定め、氏名その他必要な事項を発注者に通知する。また、業務期間中に変更する場合も同様とする。なお、管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ア 受注者と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者とする。
 - イ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者とする。
 - ウ じん肺及び石綿に関する特殊健康診断を受診して所見がないこと。
- (3) 受注者は契約締結後速やかに次の項目を記載した書類を作成し、発注者の承諾を得ること。
 - ア 業務計画書
 - イ 管理技術者及び照査技術者届（資格証書等の写し及び直接雇用人である証明（保険証等の写し）を添付）
 - ウ 業務工程表
 - エ その他、発注者が必要と認めるもの
- (4) 分析調査は岩手県内に所在地を置く分析登録機関とする。

2 調査内容

(1) 調査概要

「石綿則」第 3 条及び「大防法」第 18 条の 15 に基づき、調査対象建築物に施工されている石綿含有建材の有無の調査・診断を行うものとする。

(2) 調査対象建築物

調査対象建築物は下表のとおりとする。

建物名称	建築概要			延床面積 (㎡)	建築年度	経過 年数
	戸数	構造	階数			
中野職員公舎	12	RC 造	3 階建	665.28	昭和 47 (1972) 年	51
加賀野職員公舎	16	RC 造	4 階建	1,469.54	平成 7 (1995) 年	28

(3) 調査手順

ア 事前準備

現場の概要確認、設計図書等の確認、調査計画の立案等。

イ 書面調査

設計図書等の読取確認による使用建材及び部位の確認を行う。

ウ 目視調査

現地において、書面調査結果との整合性及び使用建材の確認を行う。

エ 分析調査

(ア) 書面調査及び目視調査までの結果に基づき、石綿含有の有無が断定できない建材について必要に応じ分析調査のための試料採取を行う。なお、分析調査の対象建材は発注者と受注者で協議により決定の上、後日試料採取を行うものとする。

(イ) 分析調査数量は、定性分析 35 試料、定量分析 25 試料とする。なお、分析調査数量は概数とし、数量に増減が生じた場合は設計変更の対象とする。また、定量分析は定性分析において石綿の含有が判明した建材を対象とする。

(ウ) 石綿含有分析における対象は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトの 6 種類とする（「石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成 20 年 2 月 6 日付け基安化発第 0206003 号）に基づく）。なお分析方法は「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（JIS A 1481 規格群）により行うこととする。

オ 成果品（調査結果報告書）の作成

成果品（調査結果報告書）は下記に示す内容について取りまとめるものとする。

なお、様式は任意とする。

- ・ 報告年月日
- ・ 報告書 No.
- ・ 報告先の名称（宛名）
- ・ 調査責任者及び調査実施者
- ・ 調査の目的
- ・ 目的とする調査範囲及び調査対象建材
- ・ 調査対象物件概要（施設名、竣工年、所在地、構造、規模、用途、など）
- ・ 調査期間
- ・ 調査方法（書面調査、目視調査、分析調査、など）
- ・ 結果の概要
- ・ 調査結果詳細（本調査により確認された建材一覧表）
- ・ 調査した範囲（アクセス不能であった箇所、改修の場合は調査対象外の箇所）
- ・ 分析結果報告書

- ・分析試料採取箇所図面（分析試料採取箇所を記入したもの）
- ・分析調査試料の採取状況写真
- ・添付資料（有資格者証明書）

カ 成果品の部数

1部提出とする。また成果品の電子データ（PDF）をCD-Rに保存し1部提出とする。

第3 その他

1 特記事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づくものとし、定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者との協議により決定する。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり関係する諸法令を遵守する。
- (3) 石綿等の取り扱いについては、石綿則を遵守する。
- (4) 現地作業（目視調査、分析調査試料採取、など）については、原則として発注者の勤務時間内に行うこと。
- (5) 分析調査の試料採取箇所及び復旧方法は、試料採取前に発注者と受注者との協議により決定する。
- (6) 分析試料採取に当たっては、必要な養生を行うとともに作業場所の整理整頓に努めること。また、作業終了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- (7) 発生材等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、受注者の責任において適切に処分すること。
- (8) 受注者は、調査内容や報告書等関連資料を当該業務に携わる者以外に漏洩してはならない。
- (9) 受注者は、調査時の災害防止について関係法令を順守するとともに、第三者に及ぼす災害の防止及び本業務に従事する者の安全に留意すること。

2 貸与資料

- (1) 調査対象建築物に関わる資料（設計図書等）について、履行期間中に必要に応じ貸与する。
- (2) 資料の貸与期間については発注者と受注者で協議する。